

2021年5月24日
株式会社 山梨中央銀行

「通帳利用手数料」の導入について

株式会社山梨中央銀行（頭取 関 光良）は、銀行取引のデジタル化によるお客さまのメリット向上や、環境負荷低減に向けた取組みの一環として、ペーパーレス化を推進しております。これに伴い、2021年10月1日以降に新規開設いただく普通預金口座で紙の通帳を発行する口座につきまして、下記のとおり「通帳利用手数料」を導入させていただきます。

記

1. 導入日

2021年10月1日（金）

2. 「通帳利用手数料」の概要

項目	内容
対象となる口座	<ul style="list-style-type: none">・2021年10月1日以降に新規開設いただく総合口座・普通預金口座で、紙の通帳を発行する口座※ 「決済用普通預金口座」「教育資金贈与専用預金口座」「結婚・子育て資金贈与専用預金口座」「後見支援預金口座」「ジュニアNISA口座」「前払金専用口座」は除きます。・<u>既存の口座（2021年9月30日以前に開設いただいた口座）は対象外となります。</u>
対象となる条件	<ul style="list-style-type: none">・18歳から69歳までの個人のお客さまを対象とします。・法人のお客さまの口座は対象外です。
金額	<ul style="list-style-type: none">・年額550円（消費税等込）
受領方法	<ul style="list-style-type: none">・口座作成時に手数料を受領させていただきます。2年目以降は、口座作成の11か月後の月末時点で、紙の通帳をご利用されている口座について、翌月5日に普通預金口座から口座振替により引き落としさせていただきます。※ 口座残高が手数料金額に満たない場合は、通帳レス口座に切り替えさせていただきます。

以上